

第4章 草津市の現状

第1節 地域の現状

1 町内会

(1) 町内会の現状

町内会は、草津の市政運営において重要な位置を占めている。

草津市は、歴史的な経緯から、「常盤」、「笠縫」、「山田」、「草津」、「志津」、「老上」の6地域に分けるのが市民になじみが深い。しかしながら、高度成長期以後の急速な人口増加に伴い、今では、13の地域に分けられている。これはおおむね現在の小学校区域と一致しているが、行政区画上の区分と学区が一致していないところが一部ある。

町内会の数は、人口増加に伴い15年間で26町内会增加している。地域別に見ると、人口増加に伴い増えているところと、まったく変化していないところがある。たとえば、志津地区や老上地区は、近年の開発により増加しているが、玉川、南笠東は、人口増加にもかかわらずあまり変化していない。

大路地区が増えているのは、マンションの建設に伴いマンションごとに町内会ができてきていることが原因である。

学区(地区)ごとの町内会数の変化は、表4-1のとおりである。

表4-1 学区(地区)ごとの町内会数の変化

	1996年度	1999年度	2002年度	2004年度	2010年度	2011年度
志津	11	11	12	12	13	15
志津南	8	9	9	9	9	9
草津	26	28	28	28	28	27
大路	19	19	21	23	24	24
渋川	14	14	14	14	14	15
矢倉	15	16	17	18	18	18
老上	14	14	15	18	19	20
玉川	5	5	5	4	4	4
南笠東	7	7	7	7	7	7
山田	15	15	15	15	15	15
笠縫	19	21	21	21	21	22
笠縫東	15	16	16	16	16	16
常盤	14	14	16	16	16	16
合計	182	189	196	201	204	208

出所：まちづくり協働課提供資料から作成

(2) 町内会の課題

町内会の加入率の変化は、表4-2と図4-1のとおりであり、2003年の93.7%をピークに下がり続けており、2009年度(2010年3月)に90%を下回った。加入率だけが地域活力を表す指標ではないが、加入率の低下は地域のまとまりがなくなりつつある

ことを示している。また、町内会の加入率の低下は、地域からの要望が地域住民全ての意見を反映しているか疑問が出てくる。さらに、地域の高齢化により、役員の担い手がいない等の課題がある。

表 4-2 町内会加入率の変化

年度	人口 (人)	世帯数(世帯)	加入世帯数(世帯)	加入率(%)
2001	117,113	47,248	43,352	91.8
2002	117,556	47,676	43,922	92.1
2003	118,216	48,284	45,229	93.7
2004	118,816	48,980	45,542	93.0
2005	121,336	51,216	46,862	91.5
2006	122,657	52,771	47,871	90.7
2007	123,723	54,091	48,798	90.2
2008	125,413	55,491	50,073	90.2
2009	126,624	56,524	50,636	89.6
2010	128,880	58,296	52,083	89.3

(人口は、毎年3月1日の推計人口(出展：滋賀県ホームページ) 加入世帯数は、各町内会の申告数)

出所：まちづくり協働課資料から作成

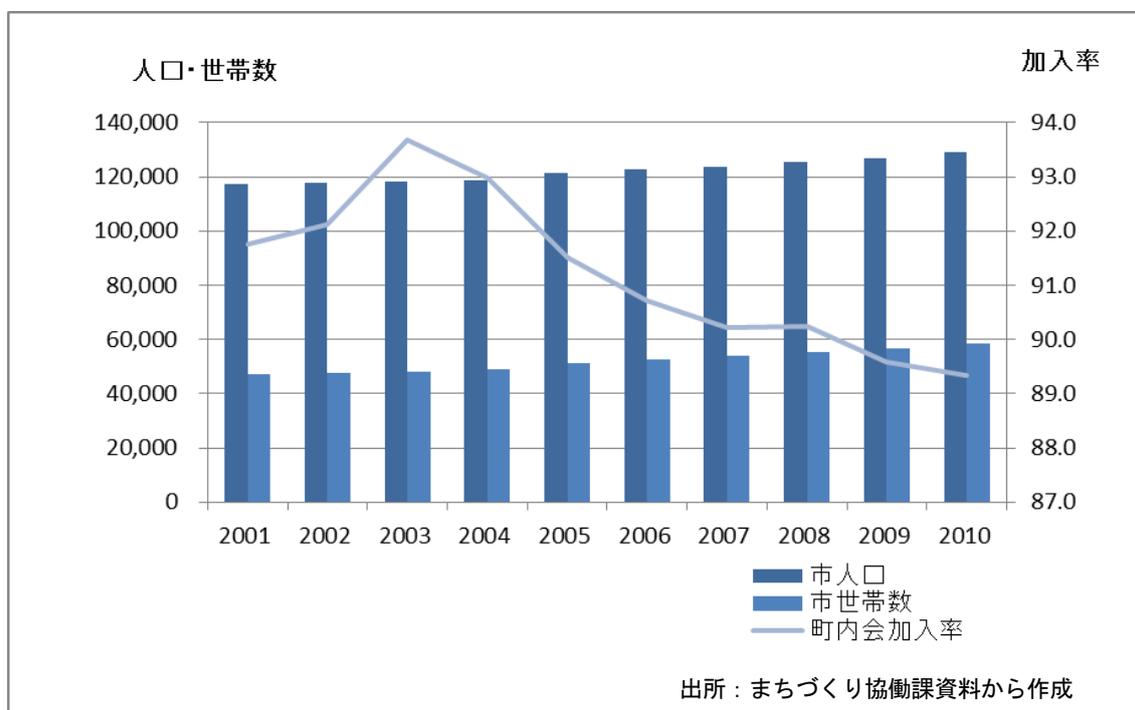


図 4-1 人口・世帯数・町内会加入率の変化

(3) 自治連合会

草津市には、すでに見たように 13 学区・地区あり、それぞれの地域に自治連合会がある。それぞれの構成町内会の数、世帯数、組数は、表 4-3 の通りである。表の数字の内、町内会数は、市内全ての数であるが、世帯数と組数は、町内会からの報告に基づくものである。

表 4-3 学区・地区内の町内会数・世帯数

	学区(地区) (連合自治会)	町内会の数	世帯数	組数
志津	志津	15	4,553	182
	志津南	9	1,031	57
草津	草津	27	3,601	268
	大 路	24	4,772	283
	洩 川	15	3,883	238
	矢 倉	18	4,136	258
老上	老 上	20	4,312	196
	玉 川	4	9,558	180
	南 笠 東	7	5,190	89
山田	山 田	15	2,436	149
笠縫	笠 縫	22	3,646	203
	笠 縫 東	16	3,651	203
常盤	常 盤	16	1,364	76
合計		208	52,083	2,382

(世帯数、組数の数字は、すべて地元町内会からの報告に基づくもの。)

出所：まちづくり協働課資料から作成

表 4-4 学区(地区別)高齢化率

学(地)区	総人口 (人)	高 齢 者 人 口 (人)						計	高齢 化率 (%)
		前期高齢者(65歳~74歳)			後期高齢者(75歳以上)				
		男	女	計	男	女	計		
志津	14,031	554	549	1,103	329	563	892	1,995	14.2
志津南	2,705	171	135	306	88	113	201	507	18.7
草津	10,578	544	595	1,139	387	562	949	2,088	19.7
大路	10,213	383	407	790	237	378	615	1,405	13.8
洩川	8,274	326	352	678	202	289	491	1,169	14.1
矢倉	9,621	540	561	1,101	276	406	682	1,783	18.5
老上	16,362	777	781	1,558	423	670	1,093	2,651	16.2
玉川	10,874	496	477	973	258	339	597	1,570	14.4
南笠東	7,871	347	294	641	155	249	404	1,045	13.3
山田	8,357	544	564	1,108	349	575	924	2,032	24.3
笠縫	10,456	713	714	1,427	439	666	1,105	2,532	24.2
笠縫東	10,077	602	482	1,084	277	434	711	1,795	17.8
常盤	5,176	285	297	582	236	358	594	1,176	22.7
合計	124,595	6,282	6,208	12,490	3,656	5,602	9,258	21,748	17.5

出所：草津市長寿福祉課(2011年10月1日現在)

連合会を構成する町内会数が、4 から 27 まで学区(地区)により大きな差がある。同様に、構成世帯数も 1,031 世帯から 9,558 世帯と大きな違いがある。9,000 世帯を超える連合自治会は、3 万人近い人口であり、町レベルの大きさである。

一方、町内会は設立しているが、自治連合会に加入していない地域もある。さらに、学区・地区ごとの違いは、表 4-4 にあるように高齢化率にも表れている。学生が多い南笠東学区の 13.3%から、山田地区の 24.3%までの開きがある。草津市の地域自治組織である「まちづくり協議会」は、この自治連合会単位で設立されているが、それぞれの地域特性を活かした取り組みが必要である。

いくつかの自治連合会の規約によると、構成員は町内会長のみで組織しているところと、自治行政に関係する地区内の各種団体の代表者も含めているところがある。役員の任期は1年であるが、再任を妨げないとしているところが多い。

また、事業としては、

- ① 各町内会の連絡調整に関すること。
- ② 市への意見および要望の協議に関すること。
- ③ 草津市自治連合会および地区内の各種団体との連携協議に関すること。
- ④ 地区内の生活環境の改善、防災、防犯、交通安全に関すること。
- ⑤ 地域の情報の共有化と地域広報事業に関すること。

などに取り組んでいる⁷⁶。中には、部会や委員会を設置し各種事業を実施しているところもある。

さらに、草津市には「草津市自治連合会」も設置されており、階層構造になっている。草津市自治連合会の目的は、以下の通りである。

本会は、住民自治の精神にのっとり、各地域における住民の自治活動について連絡協議し、市および関係機関と密接な連絡を保つことにより、住民相互の連帯と心のふれあう地域社会の実現および住民福祉の増進を図り、市政の円滑な運営および発展に寄与することを目的とする⁷⁷。

草津市自治連合会は、草津市内の各学区・地区の自治連合会会長で構成されており、事務局は、市の担当課内に設置されている。

⁷⁶ 常盤学区、南笠東学区、志津南地区の会則を参考にした。

⁷⁷ 草津市自治連合会会則第2条

2 市民活動団体

草津市内で活動する団体、あるいは事務所がある団体の数は、正確にはわかっていない。毎年、財団法人草津市コミュニティ事業団(2011年からは公益財団法人。以下、「コミュニティ事業団」という。)が調査し、「つながりのめ」として取りまとめ発表している数は、近年240団体前後で推移しており、詳細は以下のとおりである。しかしながら、この数字は、コミュニティ事業団が把握しているものだけであり、実際に活動している団体はもっと多くあると思われる。

また、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得し、草津市に事務所を設置しているNPO法人の数は以下のとおりであり、少しずつであるが増加している。

表 4-5 草津市内の市民活動団体数の変化

年度	NPO 法人	団体数	備考(調査団体)
2000	2	81	草津市
2001	2	87	草津市
2002	6	124	コミュニティ事業団
2003	10	164	コミュニティ事業団
2004	15	208	コミュニティ事業団
2005	20	232	コミュニティ事業団
2006	21	236	コミュニティ事業団
2007	22	238	コミュニティ事業団
2008	27	238	コミュニティ事業団
2009	31	230	コミュニティ事業団
2010	37	238	コミュニティ事業団
2011	39	243	コミュニティ事業団

(団体数は、草津市、コミュニティ事業団がアンケート等により把握した数)

出所：「市民活動団体リスト」、「市民活動情報」、「草津市民活動情報」、「つながりのめ」、各年度版
NPO法人の団体数は、協働しがネットの資料を基に作成。

(<http://www.pref.shiga.jp/c/katsudo/kyodonet/database/tiiki/kusatsu/kusatsu.html>、

2012年2月9日閲覧)

市民活動団体の実態について、国においては1996年から4年毎に調査が行われているが、草津市においては、2006年にコミュニティ事業団が市民活動団体を対象に行ったアンケート調査をまとめた「くさつ市民活動 虫めがね」がある。これらの調査結果には時間のずれがあり、調査内容が異なるため比較できる項目が少ないが、市民活動団体の姿をつかむため概観する。全国のデータは、内閣府の「平成20年度市民活動団体等基本調査報告書」に基づいたものである。

市民活動団体の財政規模としては、全国で10万未満が30.8%で、草津市は48%であった。10万円～50万円未満は、全国が20.1%、草津市は32%であった。全国では50万円未満が全体の約4割を占めており、草津市は8割を占めている。財政的に規模

の小さな団体が多いことが分かる。

草津市の市民活動団体の悩みとしては、活動場所の確保(35%)が多く、事務所や活動フィールドの確保に困っている団体が多い。全国レベルで見ても、事務所をメンバーの自宅や勤務先としているところが 52.5%と半数以上ある。このような数字から、財政的に小さな規模の団体が大半で、事務所を自前で構えることが困難な状況であることが分かる。

第2節 協働の取り組み

1 経緯

草津市の協働の取り組みは、1999年からスタートした第4次草津市総合計画「くさつ2010ビジョン」の市の将来像として「パートナーシップで築く『人と環境にやさしい 淡海に輝く 出会いの都市』」を掲げたことから始まる。

市民に一番身近な政府として、自主・自立のまちづくりを市民と行政の協働（パートナーシップ）に基づき進めるため、2000年7月から2001年3月まで「草津市パートナーシップまちづくり研究会」設置し、「草津市パートナーシップまちづくり研究会からの提言」（2001年3月）を受け具体的な取り組みが始まった。この提言は、まちづくりの基本理念を「あったかパートナーシップくさつ～あたたかなコミュニケーションに基づく信頼と協働のまちづくり～」とし、まちづくりの主体である町内会などの「地域・コミュニティ」とNPOなどの「テーマ・コミュニティ」⁷⁸の活動を一層促進するための展開の方向、具体的な提案がなされた。

その後、2000年10月、庁内に職員で構成する「市民参画のまちづくりを進める検討会」を設置し、「市民参画のまちづくりを進める検討会報告書」を取りまとめた。この報告書の主要な項目は、①市民と行政のコミュニケーション、②市民との協働の促進、③市民活動の支援、④あったか市役所の再構築、の4項目であった⁷⁹。協働についての記述はあるが、まちづくり協議会につながる取り組みについては、触れられていない。

2003年には「草津市行政システム改革推進委員会」を設置し、2004年4月に「草津市行政システム改革推進委員会の提言」が提出された。この提言には、改革の方向性として、「自治体経営」と「地域協働システムの構築」の2つの柱が掲げられた。この「地域協働システム」の取り組みとして、①パートナーシップ型行政、②パートナーシップ（協働）体制の組織整備、③協働の意識啓発と人材育成、④協働型地域社会作りのための制度整備の4項目がある。その中のパートナーシップ（協働）体制の組織整備の中に、「地域内分権」が明記されており、市民センターに「地域コーディネータ

⁷⁸ 第1章で述べたとおり、「アソシエーション」であるが、ここでは引用文献の表現を優先した。

⁷⁹ 詳細は、草津市 市民参画のまちづくりを進める検討会『市民参画のまちづくりを進める検討会報告書』（2002年）を参照。

一」をおくことが提案されている⁸⁰。

草津市は、同年12月に「草津市行政システム改革行動指針」と「草津市行政システム改革推進計画」を策定し、行政システム改革に取り組んだ。

2 協働のまちづくり指針

「協働のまちづくり指針」は、行政システム改革の2つの柱の一つである「協働システム構築のための地域づくり」を推進していくための基本指針とするため2008年8月に策定された。策定後、この指針について、全ての自治連合会で説明会が開催された。この指針には、協働についての定義、協働の必要性、協働の形態、協働の基本原則、そして、協働を進めていくための市民や行政の取り組みについて書かれている。

(1) 協働の定義

協働の定義として、この指針では

協働とは、共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と行政が、責任と役割を分担し、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を持ち寄って連携・協力すること⁸¹。

としている。

また、市民についても定義がなされており、「市民とは、市民個人だけでなく、自治連合会・町内会やNPO・市民活動団体、また大学や企業等も含めて、草津に住み、働き、学ぶすべての人たちを指します」⁸²としている。

(2) 協働の必要性

協働の必要性について、①コミュニティ意識の希薄化、②価値観やニーズの多様化、③市民意識の高まり、④地方分権の進展、⑤新たな行財政のあり方の5項目があげられている⁸³。

(3) 協働の形態

協働の形態について例示がなされている。この指針に示されている協働形態は以下の通りである⁸⁴。

⁸⁰ 草津市行政システム改革推進委員会『創造的改革への挑戦～草津市行政システム改革に向けて～』2004年、26ページ

⁸¹ 草津市『草津市協働のまちづくり指針～住みよいまちをきずくために～』2008年、4ページ

⁸² 草津市『草津市協働のまちづくり指針～住みよいまちをきずくために～』2008年、4ページ

⁸³ 草津市『草津市協働のまちづくり指針～住みよいまちをきずくために～』2008年、4-5ページ

⁸⁴ 詳細は草津市『草津市協働のまちづくり指針～住みよいまちをきずくために～』2008年、7-9ページを参照。

共催、後援、実行委員会・協議会・市民会議、事業協力・協定、企画立案・計画策定への参加・参画、補助、委託・指定管理者制度、情報提供・情報交換

(4) 協働の基本原則

協働の基本原則として、以下の6項目が示されている⁸⁵。

- ① 対等の原則：誰もがパートナーであり主役。
- ② 自主・自立の原則：自立した関係を保つことが大切。
- ③ 相互理解の原則：それぞれのパートナーは、自分たちや他のパートナーが持つ理念や特性を理解する（してもらう）ことが必要。
- ④ 共有の原則：共通の目的を実現するために、合意の上で、必要な範囲の情報やノウハウ、資源などを共有することが必要。
- ⑤ 公開の原則：高い公平性と透明性を保ち、積極的に情報を公開していくことが必要。
- ⑥ 評価の原則：事業に関わったパートナーがそれぞれ自己評価したり、事業の経過や結果について第三者から評価を受ける。

(5) 取り組みの例示

第3章「これからの草津～住みよいまちをきずくために～」において、市民と行政の取り組み事例が示されている。その中の、町内会・自治連合会活動の活発化として、「地域協議会等」の設立が記述されている。さらに、地域の夢をかたちにするために、「地域まちづくり計画」の策定が示されている。また、市民活動団体の活性化についても提案されている⁸⁶。

第3節 地域自治組織との協働の取り組み

1 協働のまちづくり行動計画

(1) 経緯

この「協働のまちづくり行動計画」（以下、行動計画という。）は、持続可能な自治体経営のため2008年8月に策定した「草津市協働のまちづくり指針」の目指す「住民自治に関する協働のあり方」を具現化し、住民自治の推進を図るための具体的な行動を示すため2011年3月に策定された。

この行動計画は、「草津市協働のまちづくり行動計画策定委員会」（以下、「行動計画策定委員会」と言う。）が2010年6月末に設置され、同年7月から11月にかけて5回の委員会を開催するとともに、草津市自治連合会役員会全体検討会において2回議

⁸⁵ 草津市『草津市協働のまちづくり指針～住みよいまちをきずくために～』2008年、9-10ページ

⁸⁶ 草津市『草津市協働のまちづくり指針～住みよいまちをきずくために～』2008年、13-14ページ

論し策定している。この行動計画策定委員会の委員は、草津市自治連合会役員の中から7人が選出されている。

(2) 内容

草津市が取り組んでいる地域自治組織の名称は、「まちづくり協議会」である。現在のところまちづくり協議会の設置根拠となる条例は制定されていない。このまちづくり協議会の必要性として、①少子・高齢化の進行、人口減少社会の到来による財政負担増による行政サービスの維持困難、②地方分権の進展による住民自治確立のための新たな仕組みが必要、③市民の役割の拡大等が示されている⁸⁷。

また、まちづくり協議会を設置することのメリットとして、①地域内の課題解決の迅速化、②住民自治の具現化、③地域住民の連帯感の醸成、④市民サービスの維持・向上、⑤行財政運営の健全化・効率化の5項目が示されている⁸⁸。まちづくり協議会の設立のための行政からの支援策が示されており、将来は、現在の補助金を交付金化することも盛り込まれている。

まちづくり協議会が取り組むべきまちづくりの分野や、組織イメージ、あるべき姿も示されている。詳細は次項の通りである。

2 まちづくり協議会のしくみ

まちづくり協議会のあるべき姿として、そのアウトラインが示されている。行動計画に基づき整理すると以下ようになる⁸⁹。

(1) 位置づけ

まちづくり協議会は、当該地域を包括し、住民自治・市民サービスに関し地域を代表する組織であり、地域課題に関する住民の意見を行政に反映できる機能を有している。したがって、当該地域における行政事業に関し、地域を代表して提案することができる組織である。

(2) 組織

まちづくり協議会は、住民自治活動の根幹である町内会、自治連合会を基礎とし、地域の身近な公共的な課題解決を担うことができる組織である。概ね小学校区(地区)を単位に設置される。また、組織の構成、役員、運営方法については、それぞれの地域で決定することになっている。つまり、それぞれのまちづくり協議会において規約を策定することが予定されている。

構成員は、その地域に住むすべての住民と事業所や様々な団体が想定されている。

⁸⁷ 詳細は、草津市『草津市協働のまちづくり行動計画』2010年、2-3ページを参照。

⁸⁸ 詳細は、草津市『草津市協働のまちづくり行動計画』2010年、3ページを参照。

⁸⁹ 以下の記述は、草津市『草津市協働のまちづくり行動計画』2010年、12ページを参考にした。

したがって、町内会に加入していない個人や、自治連合会に加入していない町内会も含まれる。また、町内会の特性である世帯ごとの加入ではなく、個人単位での加入である。この構成員の違いが、既存の町内会との大きな違いである。さらに、このことによって、地域を代表する組織であることの根拠になる。

以上を踏まえて第3章第2節の類型に基づき分類すると、草津市のまちづくり協議会はⅡ型に分類される。また、近隣性と包括性を備えてた組織であり、根拠となる条例を設置し、民主的な代表による運営がされることにより、広義の近隣政府に分類される。

以上の特性を踏まえて図式化すると、まちづくり協議会のイメージは、図4-2のようになる。

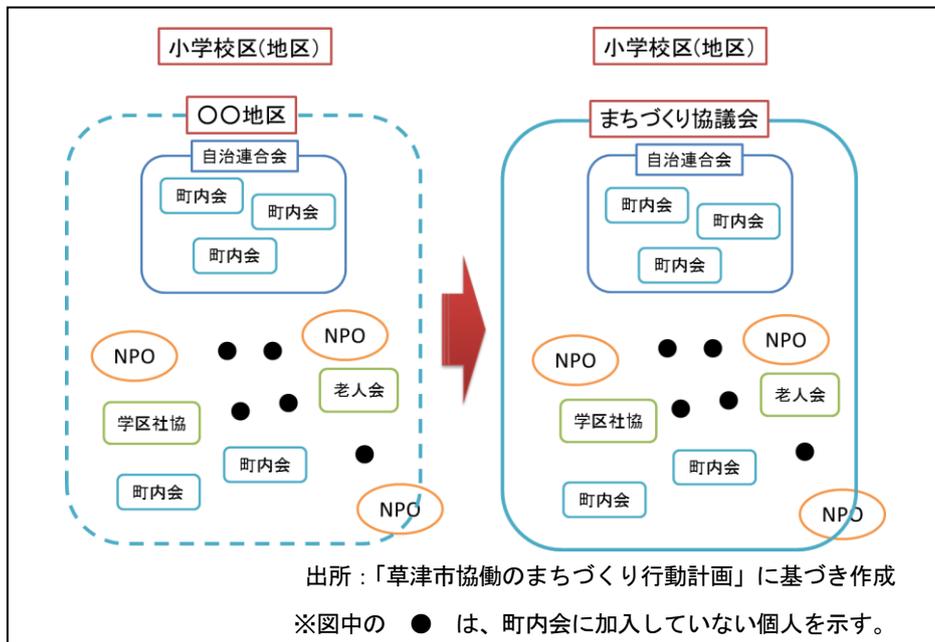


図4-2 まちづくり協議会のイメージ

(3) 役割

まちづくり協議会の役割として、行動計画には4点示されている。

- ① 地域住民が望む地域づくりの姿を定め、その姿の実現のために解決すべき課題を包括的に捉え、解決に向けた活動を推進し、地域のまちづくりを包括します。(まちづくり計画の策定)
- ② 行政との「パートナーシップ」型の住民自治により、身近な行政サービスは地域住民自らが行います。
- ③ 行政との協働のまちづくりに関し、協議・連携し必要な取り組みを行い、住民と行政の協働のまちづくりを推進します。

- ④ 「運営における補助制度」により交付された補助金（又は交付金）の使途の決定と執行管理を行います。

まちづくり協議会の組織のイメージは、図4-3のような部会を設置し、身近な行政サービスは地域住民自ら実施するとともに、行政と協働してまちづくりを推進する組織である。

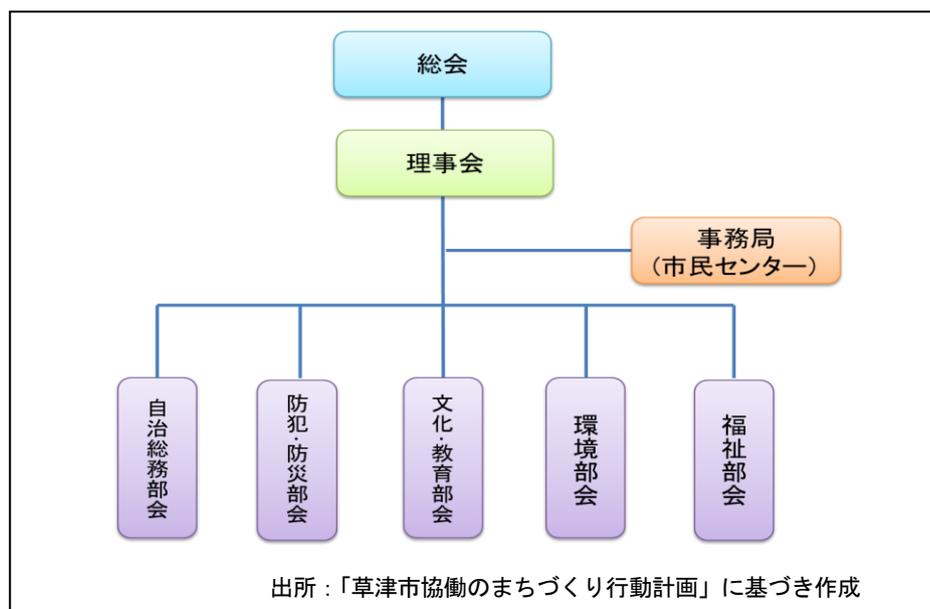


図 4-3 まちづくり協議会の組織イメージ

(4) 行政との関係

前記のとおり、まちづくり協議会は、地域を包括し地域の代表組織であることから、地域が抱える課題は、原則としてまちづくり協議会が主体となって解決することが期待されており、協議会のみで解決できない課題や広域的な課題は行政が担当するという役割分担である。

また、協議会の実務を担う事務局は、発足当初(3年間)は各市民センターが担っており、事務量が増加することから、2011年度より副所長が増員されている。そして、行政の窓口は、2011年度から新設された「まちづくり協働部」が担当している。協議会と行政との中間に位置し、事務局を担いつつ、行政との調整を行うことになる、市民センターの役割が重要になってくる。

市からの支援策として、「まちづくり協議会運営事業補助金」と「補助金の交付金化」が予定されており、運営補助金の中で「まちづくり計画」を策定することになっている。

まちづくり協議会と市との関係は、図 4-4 のとおりである。

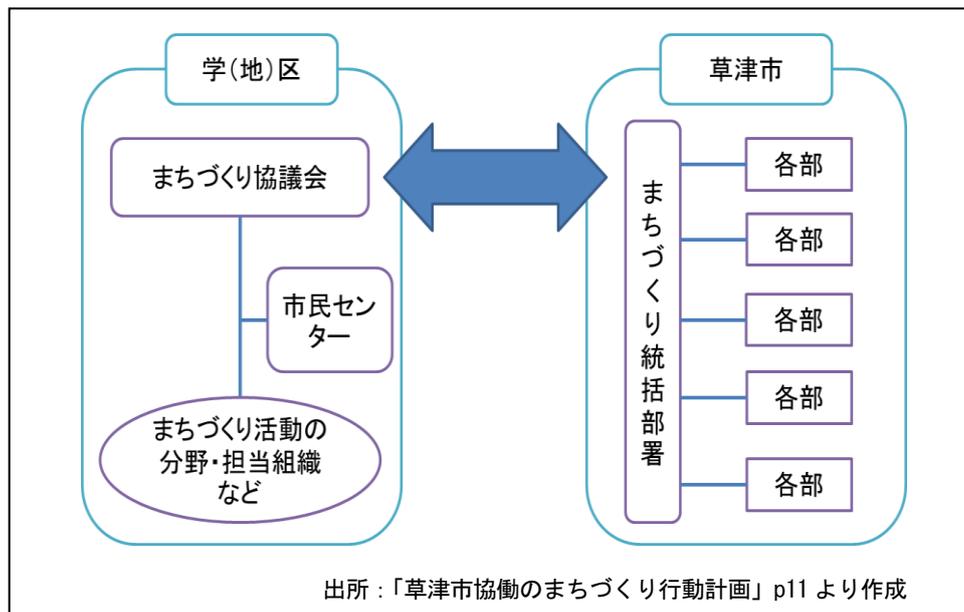


図 4-4 まちづくり協議会と市の仕組みのイメージ

(5) その他

まちづくり協議会の設置は、2010 年度から始まった取り組みである。2010 年 11 月、草津学区に「草津学区ひと・まちいきいき協議会」が最初に設立された。その後、南笠東学区に 2011 年 6 月に設立され、2011 年度中には 11 の地域でまちづくり協議会が発足する予定である。また、残る 2 つの地域についても設立準備会が設けられ、設立に向けて取り組まれている。

表 4-6 草津市のまちづくり協議会一覧

学(地)区	組織名	設立年月日
志津地区	志津地区まちづくり協議会	2011 年 12 月 17 日
志津南地区	志津南地区まちづくり協議会	2012 年 3 月 25 日
草津学区	草津学区ひと・まちいきいき協議会	2010 年 11 月 3 日
大路区	大路区まちづくり協議会	2012 年 2 月 4 日
矢倉学区	矢倉学区未来のまち協議会	2012 年 1 月 22 日
老上学区	老上学区まちづくり協議会	2012 年 2 月 5 日
玉川学区	玉川学区まちづくり協議会	2012 年 2 月 3 日
南笠東学区	南笠東学区まちづくり協議会	2011 年 6 月 4 日
山田学区	山田学区まちづくり協議会	2012 年 3 月 24 日
笠縫学区	笠縫学区まちづくり協議会	2012 年 1 月 28 日
常盤学区	人と地域が輝く常盤協議会	2012 年 1 月 28 日

出所：草津市まちづくり協働課資料に基づき作成(2012 年 3 月末現在)

3 草津学区

草津市内で最初に発足したまちづくり協議会である。概要は以下の通りである⁹⁰。

(1) 概要

① 名称

草津学区ひと・まちいきいき協議会

② 会員

会員は、会則第 4 条に、草津学区内の居住者、草津学区内の事業者・団体、草津学区内の教育機関・行政機関等、その他協議会が必要と認めた者となっている。

③ 組織

役員：会長（1 名）、副会長（若干名）、会計（1 名）、理事（25 名程度） 監事（2 名）、顧問（若干名）

④ 会議

協議機関：評議委員会、理事会

事業組織：委員会

評議員は、59 人の各種団体から選出されており、NPO 団体から 3 人選出されている。また、評議員は、上記の会員①のものは、公募に応じたものの中から会長が委嘱する制度⁹¹があり、現在は 1 名である。

事業の実施組織である委員会は、総会資料によると、総務・企画委員会(9)、広報委員会(3)、防災委員会(14)、福祉・健康委員会(16)、防犯・環境委員会(15)、教育・人権委員会(11)、プロジェクト委員会(8)が設置されている。(カッコ内の数字は委員数)

⑤ 財源

まちづくり協議会が独自事業に使える財源としては、市からの補助金(2011 年度：30 万円)のみであるため、まちづくり協議会としての新しい事業には取り組めないのが実情である。

⑥ 事務局

草津市民センター内に設置され、センターの職員が担当している。

(2) 設立までの経緯

2010 年 5 月に「草津市災害時要援護者避難支援プラン」がまとめられた。それを受けて市民センターで議論する中で、同年 8 月、近所の力によってこのプランに取り組む体制として（仮称）草津学区まちづくり協議会の設立を検討することで意見がまとまった。9 月から設立準備会を 4 回開催し、11 月 3 日に設立された。

⁹⁰ 概要については、総会資料と事務局である草津市民センターへのヒヤリングに基づいたものである。

⁹¹ 草津学区ひと・まちいきいき協議会会則第 10 条第 2 項

(3) 事業

会則には、①草津学区のまちづくり構想および計画についての調査・研究に関すること、②草津学区のまちづくり構想および計画に基づく事業の企画・立案・実施に関すること、③草津学区まちづくり構想を推進するために必要な行政機関および関係団体等との協議・調整・協働に関すること、④地域住民への普及・啓発に関すること、⑤その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること、があげられている。(会則3条)

実際に取り組まれた主な事業は、総会資料によると、設立のきっかけとなった「草津学区災害時助け合いプラン」の取り組みがなされている。2010年度には、「手助け希望者」リストの作成を行い、そのリストをもとに「手助け希望調書」「草津学区災害時助け合い調書入力表」を作成している。また、本学区の課題や取り組むべき事業等についての全世帯を対象にしたアンケート調査を実施している。

研修として、大阪府池田市細河地域コミュニティ推進協議会への視察(学区自治連合会との共催)、加西市北条まちづくり協議会の講師による講演会(草津市と共催)、田中義岳氏による講演会を実施している。

4 南笠東学区

草津学区に続き、2番目に設立された南笠東学区の概要は以下の通りである⁹²。

(1) 概要

① 名称

南笠東学区まちづくり協議会

② 構成員

会則第4条によると、学区で構成する住民組織および学区内に関係する公的機関ならびに施設の代表者となっており、地域住民のみならず大学等の教育機関および企業などで構成されている。

③ 組織

役員は、会則第5条によると、代表(1名)、会計責任者(1名)、理事(8名以内)、監事(2名)となっている。

協議機関として、通常総会、常任委員会、役員会、執行部会がある。また、事業組織として、事業部があり、生活関連部、健康福祉部、危機管理部の3つの部会で構成されている。

④ 財源

まちづくり協議会が関わる事業規模は、2011(平成23)年度は225万円に加えて、設立準備金(市の補助)で構成されている。

⑤ 事務局

⁹² 概要については、総会資料と事務局である南笠東市民センターへのヒヤリングに基づいたものである。

事務局運営は、住民自治組織から事務局長を選任し、市民センターが必要な事務をサポートしている。

(2) 設立までの経緯

南笠東学区の連合自治会には、自治連合会が発足した1999年から「南笠東学区まちづくり推進委員会」があり、学区内で①まちづくりのテーマや課題の集約、②学区内の各種団体の支援や調整、③住民活動のサポート等を行っている⁹³。

2010年度からまちづくり協議会について検討し、2011年4月27日のまちづくり推進委員会でまちづくり協議会の設置を決定された。そして、「南笠東学区まちづくり協議会」は、2011年6月4日に既存組織であるまちづくり推進委員会を発展させたかたちで設立された。

(3) 事業

まちづくり協議会では、以下の事業を取り組むとされている⁹⁴。

- ① 地域イベントの調整ならびに後方支援
- ② 地域住民に対するまちづくり情報の発信
- ③ 官民協働の事業推進
- ④ 受託した公的施設、スペースの管理・運営
- ⑤ 学区内企業・施設等との連携・協定
- ⑥ その他関連、付帯する事項

第4節 市民活動団体との協働の取り組み

1 市民まちづくり提案制度

行政は公共サービスの大部分を担ってきたが、多様化する市民ニーズに応えるためには、市民活動団体と行政が協働し、地域のさまざまな課題を解決していくことや、新しい価値を創造していくことが必要であるため、市は地域で活動する市民活動団体から企画提案を募集し、関係する行政の所管課と協働で事業を進める「市民まちづくり提案制度に基づく協働事業」を2010年度に創設した。

なお、市民まちづくり提案事業には、行政がテーマを提示する「応募型」と、市民活動団体から自由に事業の企画をする「創造型」の2種類がある。審査の結果採用された事業は、予算化され次年度に実施されることになる。

2 市民協働円卓会議

⁹³ 「南笠東学区まちづくり Q&A No.1」を参照した。

⁹⁴ 「南笠東学区・まちづくり通信（2011.5.16）」2-3ページ

「市民協働円卓会議設置要領」に基づき、市民と行政とが、元気とうるおいのあるまちをめざして、市民活動を一層推進することを目的として意見交換および検討を行うための会議が2010年度に設置された。

2010年度は、各分野の市民団体の代表者と公募市民32人と市職員、さらに協働コーディネーター2名で、4つのグループに分かれて協議がなされた。4つのグループは、「『ひと』が輝くまちグループ」、「『安心』が得られるまちグループ」、「『心地よさ』が感じられるまちグループ」、「『活気』があふれるまちグループ」である。

各グループで、8回の会議が開催され、「草津市民平和イベント」、「市民と行政の協働によるまちづくりシステム作り」、「ほっこり情報事業」、「きらめく草津のまちづくり～旧草津川発『春夏秋冬憩いの空間づくり』～」、「円卓会議運営事業」の5つの事業が企画提案された。

3 市民協働推進計画

「草津市協働のまちづくり指針」に基づき、協働を推進するとともに、協働のまちづくりの基盤強化を図るための具体的なアクションプランとして、2011年3月に策定された計画である。

この計画策定に先立って、市民が入った「市民協働を推進するための研究会」が設置された。メンバーは、草津コミュニティ支援センター、コミュニティ事業団、草津市社会福祉協議会(以下「草津市社協」と言う。)、草津青年会議所のメンバーほか市民活動団体の方からなる11人の市民で構成されており、2011年1月24日から8回にわたり議論され、2011年8月24日に「草津市市民協働推進計画～市民活動団体と行政のより良い関係を築くために～」がまとめられ、市に提言された。この提言には、現状と課題のほか、市の取り組みとして協働の推進体制や協働推進のための施策が盛り込まれている。

この計画は、2012度から4年間で取り組むべき事項を明らかにし、市民活動団体が自ら行う公益活動を応援するとともに、行政との協働事例を増やし、市民一人ひとりのまちへの関わりや、様々な市民活動の展開により、協働の礎をさらに確かなものにすることを目指すものである。

第5節 中間支援組織

1 コミュニティ事業団

1984年4月に設立された財団法人である。設立時の目的は、次のとおりであった。

住みよい地域社会を創造する各種活動を展開するとともに、公共施設の管理運営の受託、その他必要な事業を実施することにより、市民の文化の向上と体育の振興および高齢者の福祉の増進と社会参加の促進に努め、あわせて、市民の積極

的な地域活動への参加を促すことを図り、もって「うるおい」と「やすらぎ」にみちた市民生活とあたたかい思いやりにつつまれた、まちづくりの推進に寄与する。

設立後、多くの公共施設の管理を受託してきており、指定管理者制度が導入された後も、多くの施設の指定管理者になっている。

中間支援組織としての機能は、1998年に「草津コミュニティ支援センター」が開設され、その運営支援を行っている。また、2002年に開設された「草津市立まちづくりセンター」の管理の受託後は、事業団の事務所をこのまちづくりセンターに移転するとともに、市民活動団体支援の拠点として様々な事業を開始している。

2006年の公益法人改革関連3法の成立により、既存の財団法人は、2013年12月までに、公益社団法人・公益財団法人または一般社団法人・一般財団法人へ移行しなければならなくなり、コミュニティ事業団も2011年に公益財団法人に移行し、体制が変わった。目的も新たな定款によると「この法人は、コミュニティの健全な発展と協働のまちづくりに関する各種事業を展開することにより、豊かで希望に満ちた市民社会の創造に寄与する」としている。この新たな目的からは、今まで以上に中間支援組織としての活動が期待される。

また、2011年度の事業計画によると、中間支援機能として、「ひとまちキラリ助成事業」、「草津コミュニティ支援センターの運営」、「集まり処 縁の運営」、さらには「協働コーディネート業務」の実施が予定されている。

2 草津市立まちづくりセンター⁹⁵

まちづくりセンターは、2002年に開設された。開設当初から運営をコミュニティ事業団に委託していたが、2007年から、同事業団が指定管理者として管理している。この施設は、市民活動団体の支援の拠点であり、当初から利用者で組織された「まちづくりセンター運営協議会」（以下、「運営会議」と言う。）が設立され、利用者、施設設置者、指定管理者等の様々な立場から意見交換しあいより良い施設運営を目指している。この運営会議には、全体会の他、施設・研修・情報の3つの部会が設けられ、活発な活動を行っている。

3 草津コミュニティ支援センター⁹⁶

草津市コミュニティ支援センターは、1998年5月に設立された。当初は、登録団体24団体が共同事務局を設置し、NPOセンター事業部、おうみ事業部、市民地域情報事業部、コミュニケーション事業部を設置し活動を始めている。これらの活動の中から

⁹⁵ 以下は「まちづくりセンター運営会議のパフレット」をもとに記述した。

⁹⁶ 以下は、草津コミュニティ支援センター『10年のあゆみ 市民がつくる活動拠点』2008年に基づき記述した。

「地域通貨おうみ」の発行が1999年6月から始まった。2001年5月には支援センター運営会規約の施行に伴い、共同事務局が「コミュニティ支援センター運営会」に改組され、今日まで市民活動団体で運営され拠点となっている。

4 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、住民が会員となった公共性と自主性を有する民間の組織である。草津市社協は1955年4月に設立され、草津市地域福祉活動計画に基づき「こころ温かく支えあい、住みつづけたい福祉のまち・くさつ」を基本理念として事業を実施している⁹⁷。また、草津市社協は、市民活動の中間支援として、「ボランティアセンター」を運営しており、ボランティアの相談受付、ボランティア活動についての情報提供、活動支援を行っている。

草津市社協は、図4-5のように地域の多くの団体で構成されており、下部組織として、草津市内の小学校区(地区)を単位とした、「学区・地区・区社会協議会」がある。この学区・地区・区社会協議会も町内会をはじめ各種団体等で構成されている。

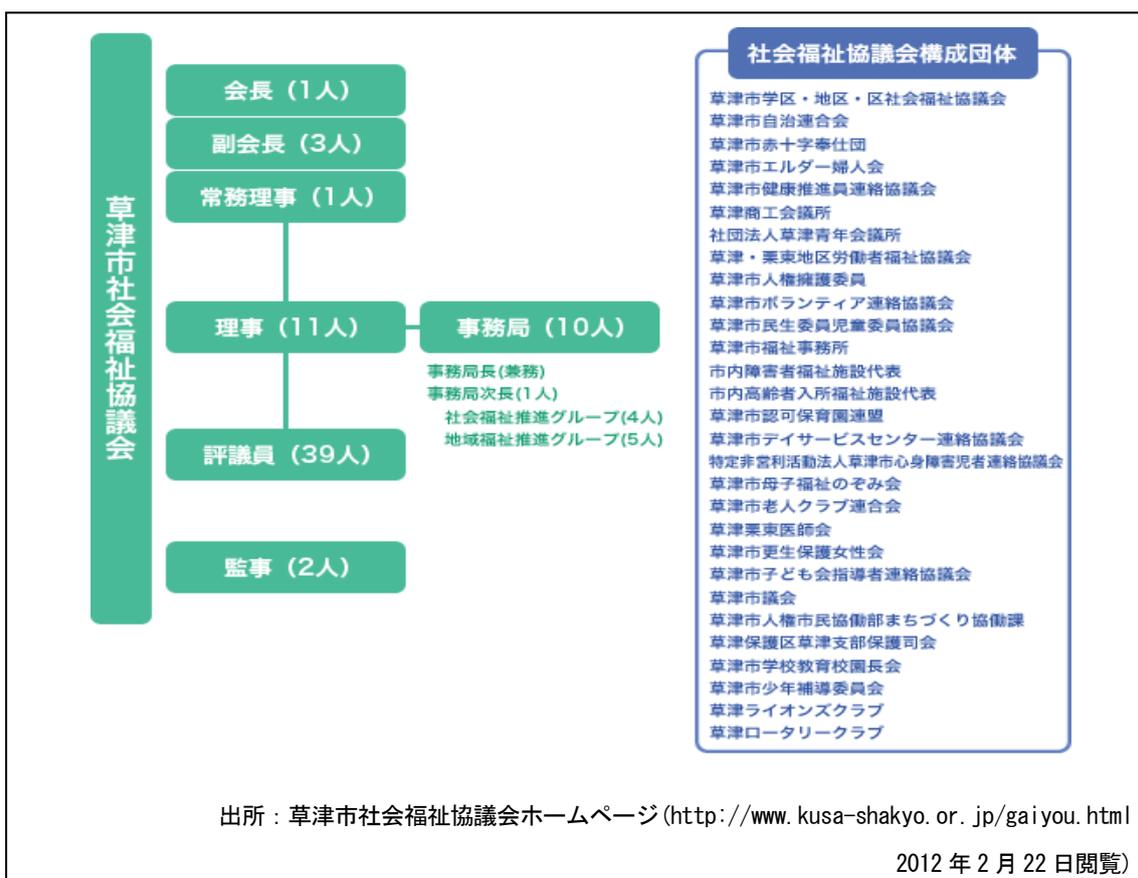


図4-5 草津市社会福祉協議会 [組織図]

⁹⁷ 草津市社会福祉協議会ホームページ「草津市社協概要」 (<http://www.kusa-shakyo.or.jp/gaiyou.html>)

第6節 小括

草津市は、第4章第2節で見たように、早くから協働のまちづくりに取り組んでいる。現在、「草津市協働のまちづくり指針」に基づく「草津市協働のまちづくり行動計画」により、地域コミュニティとの協働のために「まちづくり協議会」の設置を進めている。一方、すでに取り組んでいる「市民まちづくり提案制度」や「市民協働円卓会議」の根拠となる「草津市市民協働推進計画」が策定中である。そして、2012年4月1日からは、草津市自治体基本条例に基づき、新たな取り組みを始めることになる。

以上の取り組みを整理すると、図4-6の通りである。

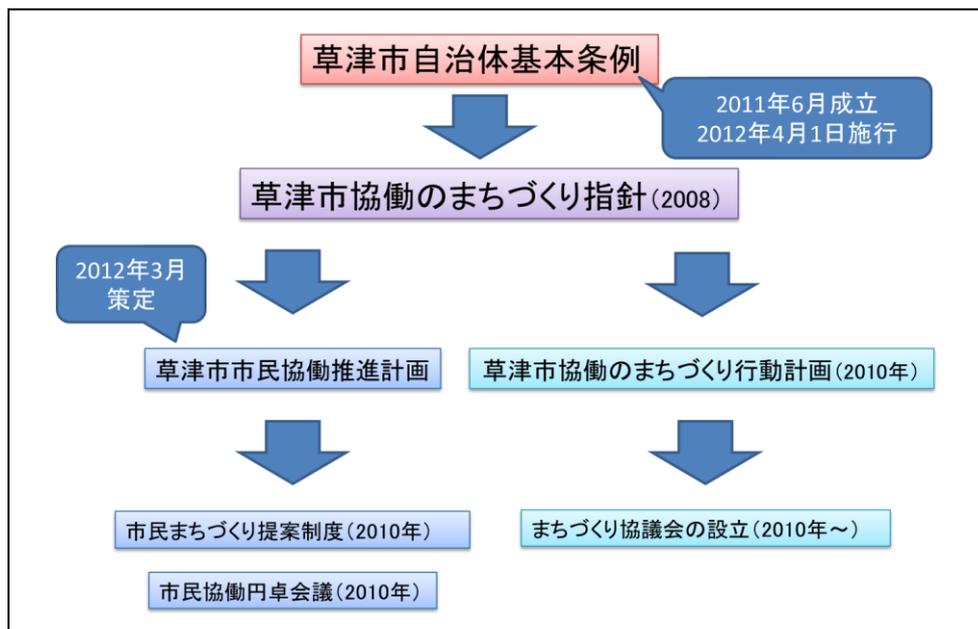


図4-6 草津市の施策の体系

上記のように、草津市は行政との協働の相手となる「まちづくり協議会」の設置を進めている。このまちづくり協議会は、地方自治法に基づく地域自治区ではなく、独自の取り組みである。つまり、地域自治区のように行政の諮問に対して答申する機能のみの組織ではなく、行政との協働の担い手となり、地域の課題解決を自ら行う地域自治組織を設置していくことを選択した。現在は、根拠となる条例はないが、今後、「(仮称)草津市協働のまちづくり条例」を制定する予定である。

行動計画に「地域を代表する組織であり、地域を代表して意見具申ができる」とあるが、根拠となる条例がないためその正当性も弱く、まちづくり協議会から市に意見具申された場合の具体的な手続きや、その取り扱いについての規定が未整備である。つまり、現状では、まちづくり協議会は、市政運営の中でどのような役割を担うのかが不明確である。今後、上記の条例により草津市の行政システムの中でどのような位置づけになるのか明確にしなければならない。

また、2012 年度、各協議会において「まちづくり計画」を策定することになっているが、総合計画や都市計画マスタープランなど市の計画との関係が不透明であるため、その位置づけを明確にする必要がある。

次に、市民活動団体との協働については、市民活動団体の現状から、コミュニティ事業団による活動助成金制度や、協働の取り組みを進めるための「市民まちづくり提案制度」や「市民協働円卓会議」などが実施されている。

草津市における市民活動団体への支援体制として、今後、コミュニティ事業団と草津市社協の役割が重要になってくる。さらに、今後はまちづくり協議会への支援体制の検討が必要である。